

# 見 解 書

— 東京都墨田地区清掃工場建設事業 —

平成 5 年 9 月

東 京 都

# 1 総括

## 1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名称：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

## 1.2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：東京都墨田地区清掃工場建設事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置

## 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1-1のとおりである。

表1-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所在地	東京都墨田区東墨田一丁目
	面積	約 19,000㎡
	工事着工年度	平成5年度(予定)
	工場稼働年度	平成8年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ600トン/日 (焼却炉600トン/日・炉×1基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約31m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約150m
	駐車場	見学者用車両等

## 1.4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての

### 事業者の見解の概略

評価書案について都民の意見書が8件、関係区長として墨田区長、江東区長、葛飾区長及び江戸川区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人4人から意見が述べられた。この主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主 な 意 見 の 要 旨	見 解 の 概 略
<p>〔大気汚染〕</p> <p>(1)評価書案では予定地周辺のバックグラウンドとの係わりだけで評価しているが、もっと広い範囲での評価が必要ではないか。</p>	<p>本事業の予測・評価にあたっては、清掃工場の排出ガスが周辺地域におよぼす影響を勘案し、工場敷地を中心とする半径約5kmを現況調査の対象地域としています。</p>
<p>(2)清掃工場から排出されるばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン等の防止については、現状の大気汚染状況に鑑み最大限努力されるとともに、住民の理解と協力を得るため事後調査を十分に行い、その結果を公表すること。</p> <p>また、清掃車両排ガスによる影響を極力低減するため、低公害車を積極的に導入すること。</p>	<p>本事業にあたっては、清掃工場の排出ガスについて、大気汚染防止に係る法規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、これを遵守することにより、一層の公害防止に努めます。</p> <p>ダイオキシン類については、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき燃焼管理によるダイオキシン発生の抑制を図るとともに、集じん効率の高い集じん設備により、排出を抑制するよう計画しています。</p> <p>清掃局では、昭和60年度より煙突から排出されるダイオキシン濃度について調査を行っており、その結果をもとに計算しても、人体に摂取される可能性のあるダイオキシン量は「廃棄物処理に係るダイオキシン問題を評価考察するための指針値」を十分に下回っています。</p> <p>事後調査の結果は適切に公表してまいります。</p> <p>清掃関係車両については、より一層の低公害化を促進するため、可能な限りの対策を講じてまいります。</p>
<p>〔悪臭〕</p> <p>清掃工場からの臭気による影響については、現状の環境濃度を基に清掃工場影響濃度を加えた臭気濃度予測を行うとともに</p>	<p>臭気については、「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、本事業の目的及び内容を考慮して、事業の実施による環境に影響をおよぼすと予想される地域、内容及び程度について、既存の清掃工場の事例を参考にしながら</p>

主  な  意  見  の  要  旨	見  解  の  概  略
<p>に、その対策をより万全に行うこと。</p>	<p>ら現況調査を実施するとともに、予測・評価を行ったものです。</p> <p>本事業の実施にあたっては、臭気が生じることの無いよう工場棟及びごみ収集車には万全の対策を講じてまいります。</p>
<p>〔土壌汚染〕</p> <p>汚染土壌の工事中の飛散や運搬・無害化处理・収容地での環境への影響はどうか。</p>	<p>汚染土壌は、「土壌汚染に係る環境基準」及び「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」に基づき、敷地内に覆土処理を行って収容するなど、有害物質の溶出、流出及び粉じんが飛散することのないよう適切な対策を講じます。</p> <p>また、汚染土壌の収容場所については、表示板の設置など適切な管理に努めてまいります。</p>
<p>〔植物・動物〕</p> <p>旧中川が低水位型へ改修が進むなか、安心して水辺に触れられるよう水生動植物の影響について調査を行う必要があるのではないか。</p> <p>荒川上流の八広六丁目付近では、国指定の絶滅危惧種であるヒメイトトンボの生息が確認されているが、影響はないか。</p>	<p>建設予定地内の陸上植物及び陸上動物は、植栽された樹木及び市街地等で通常見られるものです。また、荒川、隅田川等には水生生物が生息していますが、工場敷地内には、池や湧き水等の水系がなく、工場排水も公共下水道へ放流し、下水処理場で処理されます。</p>
<p>〔電波障害〕</p> <p>本施設を原因とする電波障害については、工事期間中から工</p>	<p>電波障害を解消するため、受信障害が予想される地域に電波障害対策を行います。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	見 解 の 概 略
<p>事の進捗にあわせきめのこまかな調査を実施し、適切に対処されたい。</p>	<p>なお、この措置は工事の進捗にあわせて、障害の発生が予想される時期までに行ってまいります。</p>
<p>〔景観〕</p> <p>景観については、デザイン、色彩等に配慮するとともに、緑地計画等にも配慮すること。</p>	<p>清掃工場は、意匠・色彩等の工夫により軽快感を創出し、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の北側及び南側には緩衝機能を持った緑地を配置するなど、良好な景観の形成に努めます。</p> <p>なお、緑地の植栽方法については地元の意見を十分伺いつつ、適切な緑化に努めてまいります。</p>
<p>〔その他〕</p> <p>（交通問題）</p> <p>工場予定地は大小河川に挟まれ、さらに周辺の道路幅が狭いなど交通事情が悪い、そのうえに、ごみ収集車が通ると大混雑が生じる。</p> <p>環境影響評価書案の中には、交通公害に対する記述がない。</p>	<p>本評価書案は、墨田地区清掃工場の建設による自動車交通量の変化と、これに起因する大気汚染、騒音・振動等について「東京都環境影響評価技術指針」に基づき予測・評価をしたものです。</p> <p>清掃工場への主な搬出入道路は、明治通り、曳舟川通り、八広中央通り、中居堀通り、中平井橋通り及び補助120号で、これらの道路から旧中川沿いの堤防道路を経て工場建設予定地へ至る経路を予定しています。</p> <p>このうち堤防道路は、補助120号から中平井橋通りまでの区間を拡幅整備するほか、他の搬出入道路については、今後清掃車による新たな渋滞を極力生じさせることのないよう、清掃車の運行管理にも十分配慮するとともに、地元区、周辺住民の方々をはじめとして関係機関とも適切な協議を行ってまいります。</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>(清掃事業一般)</p> <p>(1)焼却型の清掃工場の建設は、以下の点を踏まえて、再検討すべきだ。</p> <p>①現在の清掃事業には、理念や環境保全の観点が欠落している。清掃工場の建設は、ごみの減量化につながらない。将来を展望した施設とするべきだ。</p> <p>②物の生産、流通、消費、廃棄の全ての段階でごみの排出抑制を行うと言っているが、都民の意識は低い。従って、都民の意識を高めるなどもっと徹底したごみ減量施策を展開すべきだ。</p> <p>③リサイクル、再資源化を徹底的に行えば、ごみの発生は全く無くなるはずだ。そのための、資源循環型の清掃工場を建設すべきだ。</p> <p>④本事業が単に清掃事業だけの観点で計画されているとすれば問題だ。環境保全や都民生活の向上など大きな視点での位置づけの説明がない。</p>	<p>東京都は、第三次長期計画において「リサイクル型都市づくり」を緊急プランの一つに位置づけ、長期的・総合的廃棄物対策を都の最重要施策として、計画化しています。</p> <p>廃棄物問題の解決には、廃棄物の発生抑制と、その再利用・資源化を図ることが重要です。</p> <p>このため、「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成5年4月1日施行)を制定し、この条例に基づき現在各種の取り組みを行っています。</p> <p>都においては、ごみ減量キャンペーン等による普及広報活動、大規模事業所を対象に排出抑制と再利用・資源化の指導の徹底、地域リサイクルセンターの整備、ごみ処理施設での鉄分やアルミの回収など、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進しています。</p> <p>また、住民団体や事業者団体等による集団回収やリサイクル運動も活発に行われていますが、都としても、リサイクルの担い手である資源回収業者の育成・支援策について調査・検討を進めています。</p> <p>ここ数年、以上のようなごみ減量策の取り組みもあって、ごみ量は減少傾向を示していますが、ごみの量そのものは、なお相当高い水準にあります。</p> <p>都としては、今後ともさらに、ごみの発生抑制、減量化・資源化のための施策を積極的に推進してまいります。それでも排出されたごみについては、現状では衛生的かつ減量・減容化に優れている焼却処理を採らざるを得ないと判断しています。</p> <p>また、清掃工場は、都市機能の維持や都民の生活環境の保全など、都市生活に不可欠な基幹的都市施設として整備して行くものです。</p>

## 2 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

東京都は、平成 4年11月に発表した'93 東京都総合実施計画において、平成 7年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替えを進めることとしている。清掃工場の建設にあたっては、地域から出たごみはその地域で処理するという「自区内処理の原則」を基本理念におき、負担の公平化と作業の効率化・円滑化に努めているところである。

本事業は、この施策の一環として墨田地区に清掃工場の建設を行うものである。'93東京都総合実施計画に基づく平成 3年度から12年度までの計画は、表2-1に示すとおりである。

表2-1 '93東京都総合実施計画に基づく事業計画

事業名	事業計画	平成 4年度末 現況	平成 3～12年度計画
清掃工場の建設・建替	可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため清掃工場の建設・建替えを進める。	13工場稼働中 11,080t/日	○焼却能力の増強 ●新設 3,380t/日(8工場) (7年度までに焼却能力 2,180t/日(5工場)増強) 臨海、破碎、墨田、世田谷、 台船式、港、豊島、渋谷 ●建替 ・完成 5 工場 (千歳、江戸川、北、江東、 練馬) ・着手 3 工場 (板橋、多摩川、大井)

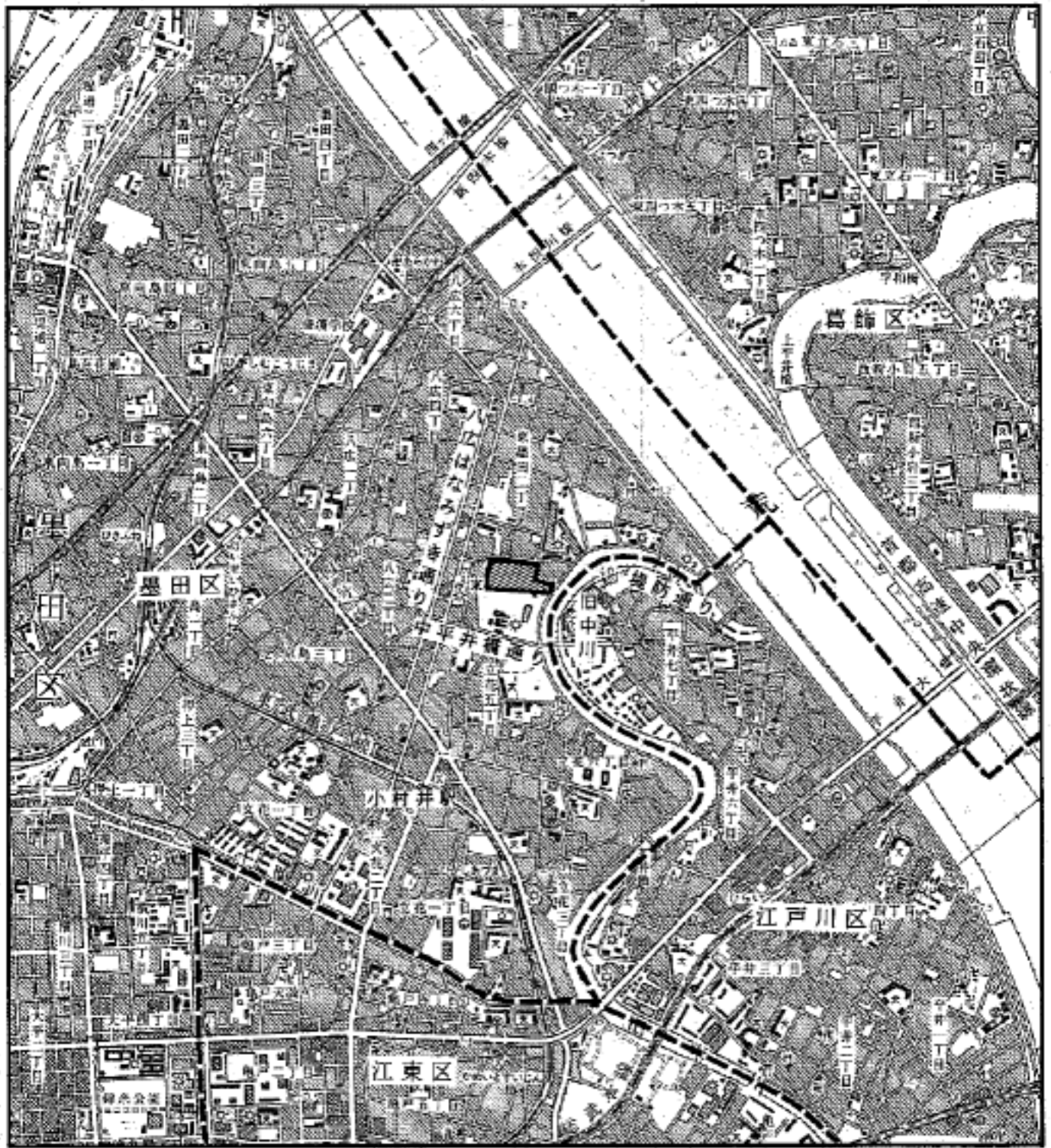
### 2.2 事業の内容

#### 2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図2-1に示すとおり、東京都墨田区東墨田一丁目にあ  
り、東武亀戸線小村井駅の北約850mの地点で、補助 121号（通称「八広はな  
みずき通り」以下「はなみずき通り」という）の東側、中平井橋通りの北側  
旧中川堤防通りの西側に位置する。

所在地：東京都墨田区東墨田一丁目

なお、対象事業の区域は図2-2に示すとおりである。



凡 例




 建設予定地

図 2-1

対象事業の位置

 S=1:25,000

 0 500 1000m





## 2.2.2 計画の内容

### (1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2-2に、施設の配置計画は図2-3に示すとおりである。

表2-2 施設計画の概要

施設		面積	計画の概要
建築物等	工場棟	約 7,800㎡ (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約 31m
	付属施設		倉庫、計量棟等
	煙突		構造形式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ：約150m
構内道路・駐車場等		約 5,200㎡	一般車、見学者用駐車場
緑地		約 6,000㎡	緑地
合計		約19,000㎡	

#### ア 建築物等

主な建築物として工場棟、付属施設及び煙突があり、煙突の高さは約150mである。

#### イ 構内道路、駐車場等

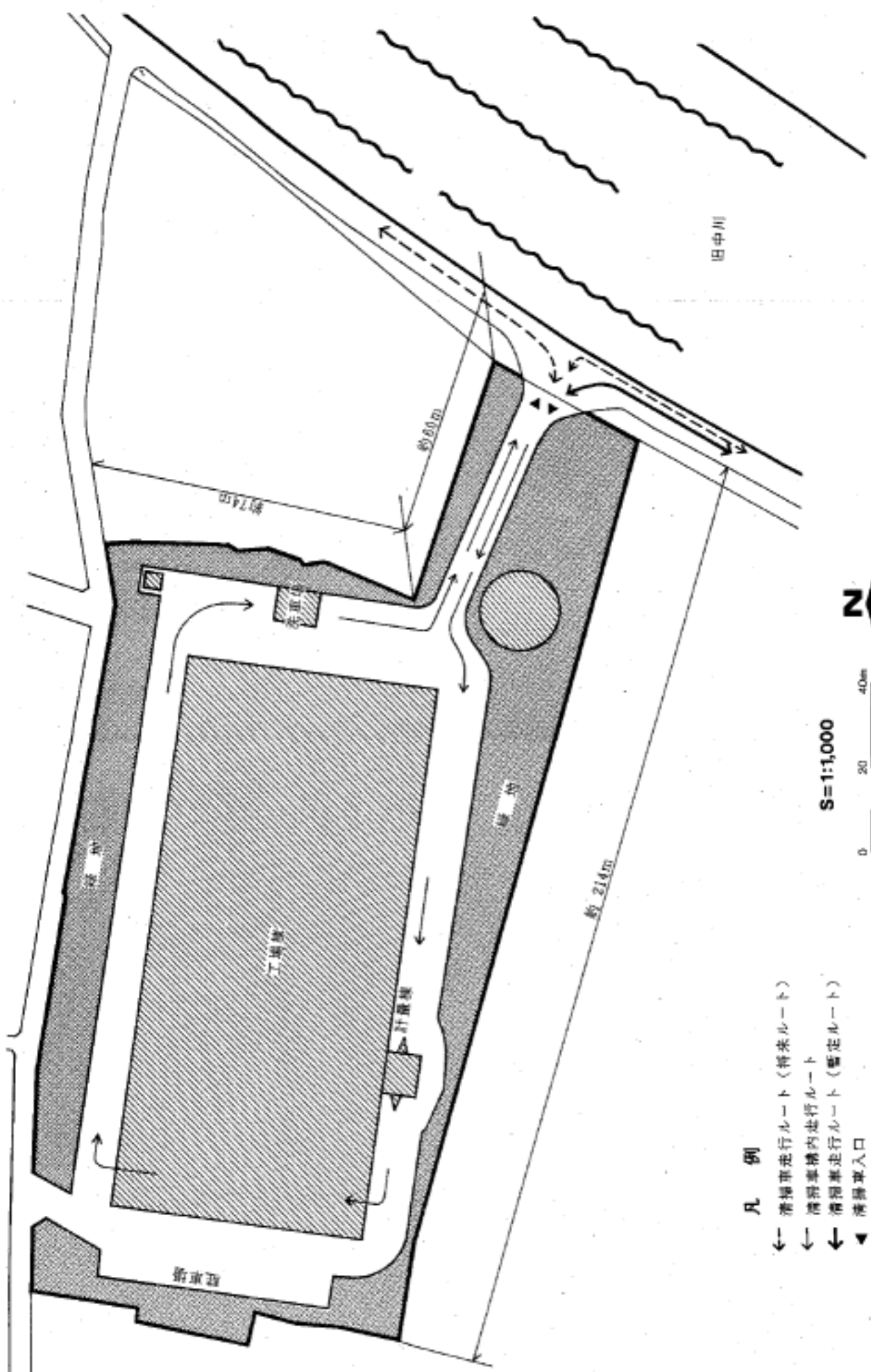
ごみ収集車の進入・退出ルートは、堤防通り側からとし、工場構内の東側に出入口を設ける。構内道路は2車線で、清掃車がスムーズに走行できるよう配慮している。

なお、一般車用駐車場を敷地西側に設ける。

#### ウ 緑地等

敷地外周部はできるかぎり緑化するとともに、北側及び南側に緩衝機能を持った緑地を配置するなど、約6,000㎡の緑地を設ける。

緑地は4㎡当たり高木1本以上の割合で植栽し、低木又は地被植物を適切に植栽する。



凡例

- ← 清掃車走行ルート (将来ルート)
- ← 清掃車構内走行ルート
- ← 清掃車走行ルート (暫定ルート)
- ◄ 清掃車入口
- ▲ 清掃車出口

図 2-3 配置計画図

(2) 焼却設備計画（焼却設備の主要項目）

焼却設備の主要項目は表2-3に示すとおりである。

表2-3 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	600t <sub>日</sub> (焼却炉600t <sub>日</sub> ・炉×1基)
処 理 方 式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ
運 転 計 画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 600t <sub>日</sub> 焼却
搬 入 ご み 量	700t <sub>日</sub> (週6日搬入)

(3) 車両計画（ごみの搬入及び灰等の運搬計画）

ア ごみの収集区域

墨田区及び近隣区

イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時

ウ 車両台数

清掃車の台数は表2-4に示すとおりである。

表2-4 清掃車台数

車 両		車 種	台 数
清 掃 車	ごみ収集車	普通車	650台
	灰運搬車	大型車	25台

注) ごみ収集車は、新小型車(4m<sup>3</sup>車)換算台数である。

灰運搬車は、ダンプトラック10m<sup>3</sup>車とした。

### 2.2.3 工事計画

#### 建設工事の概要

建設工事の期間は、平成 5年度に着工後、表 2-5 に示すとおり約33ヶ月を予定している。

表 2-5 工事工程

工種	月数	2	6	10	14	18	22	26	30	33
		4	8	12	16	20	24	28	32	
敷地造成工事		—								
山留め・杭及び地盤改良工事		—	—							
掘削工事			—	—						
く体・仕上げ工事				—	—	—	—	—	—	
プラント工事						—	—	—	—	
外構工事								—	—	

### 2.3 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげ、人間性に溢れた真に豊かな都市社会の実現と地域の特性や役割を生かす都市社会の形成を目指したマイタウン東京構想を実現していくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定した。

また、平成 4年 5月には、これまでの施策のより一層の充実を図るとともに、資源やエネルギーの消費を極力抑制し、ごみや水、都市排熱等の有効利用等を促進することによって、快適な地域環境を創造し、それを通じて地球環境保全にも貢献することを目的として同計画を改定した。

さらに、東京の都市地域の身近な緑の倍増と残された良好な緑の保全を図るため「東京都緑の倍増計画」を策定している。

墨田地区清掃工場の建設計画にあたっては、この「東京都環境管理計画」及び「東京都緑の倍増計画」等の基本方針を十分考慮した。

## 2.4 環境保全のための措置

### (1) 建設工事中の配慮

ア 工事中は危険防止、保安及び防音対策として、鋼板による仮囲いを工場敷地周辺に設置し、敷地入口に仮門を設け、交通整理員を配置する。

イ 工事に際しては、必要に応じて散水するなど、粉じんの飛散防止に努める。

ウ 本事業により生じる残土については、「東京都建設残土再利用センター」等を活用して、極力埋戻し土等の再利用に努める。

なお、掘削土搬出時には、シート掛けを行い、土の飛散を防止する。

エ できる限り低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用する。

オ 工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場を設け、退出する工事用車両を適宜洗車する。

カ 工事施工中の濁水は、下水排除基準を満足する処理を行い、公共下水道へ放流する。また、洗車排水についても同様に処理する。

キ 山留め壁工事、杭打ち工事等に伴って発生する汚泥は、産業廃棄物処理基準等の法令に従い処分する。

ク 地下構造物の建設にあたっては、遮水性の高い山留め壁を難透水層まで貫入させるなど適切な工法により施工する。

なお、地下水位の変化等の監視を行う。

ケ 地盤改良の施工にあたっては、東京都建設局長制定（昭和52年）の「薬液注入工法の管理」並びに「同工法の管理に関する通達の運用」に基づき行う。

(2) 清掃工場計画上の配慮

環境保全のため、清掃工場の公害防止対策は表2-6に示すとおり大気汚染防止については、法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するため定期的に監視を行う。また、次のような措置を講じる。

表2-6 清掃工場の公害防止対策

項目	根拠法	法規制値	自己規制値	
大気汚染	ばいじん	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第24号)	0.08 g/Nm <sup>3</sup>	0.02 g/Nm <sup>3</sup>
	塩化水素	大気汚染防止法	700 mg/Nm <sup>3</sup> (430ppm)	15ppm
	いおう酸化物	大気汚染防止法 (総量規制)	177Nm <sup>3</sup> /日 (約35.7ppm)	20ppm
	窒素酸化物	大気汚染防止法 (総量規制)	12.8Nm <sup>3</sup> /時	9.00Nm <sup>3</sup> /時 (日平均1時間値) 60ppm
	水銀	—————	—————	0.05 mg/Nm <sup>3</sup>
水質汚濁	下水道法	下水排除基準		
騒音	東京都公害防止条例	工業地域の規制		
振動	東京都公害防止条例	工業地域の規制		
悪臭	東京都公害防止条例	工業地域の規制		

注：1. 自己規制値は、工場の公害防止対策上設定した値である。

2. ( )内は、自己規制値と比較するために換算した濃度である。

3. 排出濃度は、O<sub>2</sub> 12%換算値である。

## ア 大気汚染

清掃工場排出ガス中の汚染物質については、ろ過式集じん設備、洗塵設備及び触媒脱硝設備により、排出を極力抑える。

## イ 悪臭

悪臭の発生を防止するため、以下の対策を行う。

### (ア) 工場棟

- a ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除く。
- b プラットホームの出入口にはエアーカーテン及び自動扉を設ける。
- c ごみバンカには、バンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。
- d 定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。

### (イ) 清掃車

- a ごみ収集車は、自動洗車装置により洗車し、清潔にする。
- b 工場内及び工場周辺の清掃車が通行する道路は適宜洗浄する。

## ウ 騒音・振動

騒音・振動の発生を防止するため、以下の対策を行う。

- a 工場設備は原則として屋内に設置するほか、屋外に設置する復水器用ファンは、周囲の壁に吸音材を取り付け騒音を減少させる。
- b 設備機器は堅固に取り付け、騒音・振動の外部への伝達を遮断する。
- c 必要な機器には消音器をつける。（例：ボイラ用安全弁等）

## エ 水質汚濁

清掃工場稼働に伴う汚水は、汚水処理設備により下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。

## オ 植栽

工場敷地内の周囲は出来るだけ植樹帯（23%以上）を配置する。



カ 電波障害

共同受信施設の設置等により障害を解消する。

キ 景観

建築物や煙突による閉鎖感などの影響を緩和するためデザインや色彩を軽快にする。

ク 史跡・文化財

既存文献調査の結果、建設予定地内には遺跡等はなく、支障はないものと考えられるが、万一工事中に発見した場合は、文化財保護法等に基づき関係機関と協議し、適切に処置する。

ケ その他

工場で排出される灰等は、管理型埋立地に埋め立てる。